

海外人事の Q & A

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社
コンサルティング・国際事業本部 国際本部
国際ビジネスコンサルティング室 藤井 恵 著

海外人事の Q&A 目次

- Q 1 : 海外赴任者の選任
- Q 2 : 海外赴任用に新たに採用する人材
- Q 3 : 計画前の準備事項／VISAの申請
- Q 4 : 計画前の準備事項／健康診断
- Q 5 : 計画前の準備事項／海外旅行保険の加入（追記：賠償責任が適用されないケース）
- Q 6 : 計画前の準備事項／健康保険と海外旅行保険の違い
- Q 7 : 計画前の準備事項／赴任支度金について
- Q 8 : 社会保険
- Q 9 : 介護保険
- Q 10 : 社会保障協定の適用手続き
- Q 11 : 社会保障協定とは
- Q 12 : 計画前準備事項／労災保険の「海外派遣者特別加入制度」への申し込み
- Q 13 : 計画前準備事項／年末調整
- Q 14 : 計画前準備事項／必要に応じて赴任者が行う税務上の手続き
- Q 15 : 海外赴任前研修
- Q 16 : 引越し準備
- Q 17 : 計画にあたってのチェックリスト
- Q 18 : 海外赴任時の給与に対する考え方
- Q 19 : 海外基本給の決定方式
- Q 20 : 海外赴任時の手当
- Q 21 : 海外赴任中の給与の支給方法
- Q 22 : 為替レートについての考え方
- Q 23 : 海外赴任者規程
- Q 24 : 他社と比較されやすいポイント
- Q 25 : 計画中の留意事項：健康管理
- Q 26 : 生活習慣病の予防について
- Q 27 : 計画中の留意点：赴任者の住居選択について
- Q 28 : 計画中の留意点：帶同している子女の教育問題
- Q 29 : 計画中の留意点：子女教育／地域特性から見た学校選びの考え方
- Q 30 : 計画中の留意点：海外赴任者に関する危機管理・安全管理
- Q 31 : 帰任時の諸手続き：出国の際の現地行政当局への手続き
- Q 32 : 帰任時の手続き：国内での帰任者受け入れ準備
- Q 33 : 帰任時の手続き：引越し

Q1：海外赴任者の選任

海外赴任者を選抜するとき、他社ではどのような方法で決定しているのでしょうか。

1. 誰を赴任させるかは決まっているケースが多い

海外拠点設立に伴い、社内から海外赴任者を選抜するに当たり、「公募制」をとる会社もゼロではありませんが、ほとんどの場合、「この人に赴任してもらいたい」という候補者が経営者の頭の中にはある場合がほとんどです。よって、本人の意向はともかくとして、海外赴任にあたり、いったい誰を赴任させようか、と悩むケースはそれほど多くはなさそうです。

(もちろん社内に海外赴任に適当な人材がない場合は、外部から人材を採用し、その方に海外赴任させるケースもみられます。)

2. 赴任形態についての考え方

海外赴任において、家族帯同が望ましいか、単身が望ましいかは、それぞれメリットとデメリットがあり一概にはいえません。色々な赴任経験者からの意見を聞くと、「家族帯同したケース」についても「単身赴任したケース」についても、それぞれ自分の選択したケースでよかった（もしくはその選択以外は考えられなかった）と肯定的に捉えている方が多いようです。

中には「家族帯同は単身赴任に比べ教育費、医療費など会社が負担するコストがかかるから」という理由で、家族帯同を認めていない企業もあります。

Q2：海外赴任用に新たに採用する場合

社内に海外赴任に適した人材がないので、外部の人材を採用しようと考えています。
その際に留意すべき点があれば教えてください。

1. 既存の社員との関係構築が重要

社内に海外駐在に適当な人材がない場合、外部から人材を採用し、その方に海外赴任させるケースも少なくありません。中には、経営者が海外駐在用に採用した人材に惚れ込み、その人材を現地のトップに据える例もありますが、必ずしもうまくいかない場合もあるようです。

いくらあらゆる分野で優秀な人材であっても、その会社のことを知り尽くしているわけなく、またその会社の風土や製品について熟知できているケースは少ないでしょう。また、外部から引き抜いてきた人材の場合、すでに赴任している社員に比べ、よい待遇を与えているケースも多いことから、既存の赴任者から心理的な反発を買うケースもあります。こういったことが積み重なると、海外現地法人内の士氣にも悪影響が出る恐れがあります。

さらに赴任者は、日本本社と現地の意思疎通の調整役としての役割を要求されることもあります。その際、海外赴任に当って外部から採用してきた人材だと、これまでの会社の歴史や考え方等への理解や、本社社員との人間関係が確立していないため、結果的に調整役が務められないケースも出てきます。もちろん、様々な経験豊富な外部人材は、会社を活性化させてくれるケースも多いですから、当面は生え抜き社員（赴任者）のサポート役として勤務してもらうというのが、最もうまくいくパターンの一つと言えるようです。

2. 採用時に赴任に当たっての条件を明確にしておくこと

また、「とにかく海外赴任してくれる人を採用したい」ということで、海外赴任時の待遇があややかなまま、採用にいたるケースもあります。特に大企業の海外赴任経験者の場合、海外赴任中は給与面だけでなく、福利厚生面でもそれなりの待遇を受けているケースが多いため、「海外赴任するとこれだけの手当がしてもらえるもの」という先入観を持っている場合も少なくありません。一方、中堅・中小企業の場合は、大企業並みの待遇ができないことも多いため、事前にはつきりした待遇の説明をしておかないと、赴任者からすると「こんな待遇とは知らなかった」とモチベーションが下がってしまうこともあります。

またせっかく採用しても、年齢の問題等で、スムーズにVISAが取れない可能性もあります。よって、採用前にVISA取得に問題ないか調べておく必要があるとともに、海外赴任用に採用したのであれば、「VISA取得ができない場合は雇用契約を無効とする」等の条項をいれておくのも一案でしょう。

【図表2】海外駐在用に人材を採用する際の留意点

1. 「海外経験がある」といっても、どの地域・業種でどういった経験があるのかを確認
2. 前職でも海外勤務を行っていた場合、「なぜ退職したのか」をよく把握しておくこと
3. 赴任時の待遇について採用前に事前に合意しておくこと
4. VISA取得に問題ないか調べておくこと

Q3：赴任前の準備事項／VISAの申請

社員を海外赴任させるに当たり、事前に行うべき主な事項について教えてください。

海外赴任予定者が決まって、まずははじめに行わなければならないのは、勤務地国へ入国するための VISA（査証）取得手続きです（VISA とは、勤務地国の在日大使館又は領事館が発行する入国許可の推薦状です）。この手続きが順調に進まなければ、計画どおりの時期に赴任させることができません。そのため、赴任予定日からさかのぼって、いつの時点から必要書類を揃えておく必要があるかを十分に考慮する必要があります。

VISA の意味、役割は各国毎に異なります。入国許可の為の推薦状であったり、滞在許可を意味する場合もあります。また、国によって VISA などの申請手続き、添付書類の種類も異なり、中には当該国の在日大使館、領事館の認証や、出身校の卒業証明書、無犯罪証明書等が要求されるケースもあります。これらの書類の取得には日数を要するケースも多いため、VISA に関する手続きは、できるだけ早めに行うほうが安心です。

※VISA 申請時には旅券（パスポート）の残存有効期間を確認してください。もし有効期間が 6 カ月以下等 VISA 申請に必要な残存有効期間を満たしていない場合は、旅券を更新してから VISA 申請をすることになり、VISA 申請が予定より遅れることになります。

Q4：赴任前の準備事項／健康診断

赴任前には社員に健康診断を実施させなければならないと聞きましたが本当ですか。

また、予防接種も受けさせたいと考えています。

1. 6カ月以上海外で勤務させる場合には事前の健康診断が必要

労働安全衛生規則第45条の2によりますと、社員を海外に6カ月以上勤務させる場合は、あらかじめ当該社員に対し、同法第44条第1項各号に掲げる項目及び厚生労働大臣が定める項目のうち、医師が必要であると認める項目について、健康診断を行わなければなりません。ただし、どのような診断結果であれば、海外赴任を中止または延期すべきかの基準までは定められていませんので、最終的には医師の指導のもと、各企業が判断することになります。

【図表 4-1】定期健康診断項目（労働安全衛生規則第44条）

- | | | |
|--|------------------------|---------|
| イ 既往歴及び業務歴の調査 | □ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 | |
| ハ 身長、体重、視力及び聴力の検査 | ニ 胸部エックス線検査及び喀痰検査 | ホ 血圧の測定 |
| ヘ 貧血検査（血色素量、赤血球数） | ト 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） | |
| チ 血中脂質検査（総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド） | リ 血糖検査 | |
| ヌ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） | ル 心電図検査（安静時心電図検査） | |

2. 予防接種

予防接種の中には、数週間おきに何度も注射するものもあります。

そのため海外赴任者の決定後、人事・総務担当者は、勤務地国が接種を義務付けている予防接種の種類や、勤務地国で注意が必要な病気についての予防接種に関し、海外赴任予定者及び帶同家族の接種スケジュールを組む必要があります。

【図表 4-2】海外渡航で検討する予防接種の種類の目安

地域及び滞在期間	ポリオ	日本脳炎	A型肝炎	B型肝炎	狂犬病	破傷風
東アジア	短期			○		
	長期		○	◎	○	○
東南アジア	短期			○		
	長期		○	◎	○	○
南アジア	短期			○		
	長期	○	○	◎	○	○

(注1)◎…予防接種を推奨 ○…局地的な発生がある等、リスクがある場合に接種したほうがよい

(注2)この一覧表は、あくまでも参考であり、絶対的なものではありません

(注3)この図表の「長期」とは、概ね1カ月以上の滞在を指します

(出所)「海外渡航者のための感染症情報 (<http://www.forth.go.jp/>)」より作成